各森林管理局長 殿

林野庁国有林野部長

国有林野事業における森林整備保全事業で取得する地盤情報の取扱いについて

国有林野事業に係る森林整備保全事業(以下「森林保全整備事業」という。)において 取得する地盤情報については、これまで当該事業及びこれに関連する事業において利活 用しており、一般公開するなどの措置は講じていなかったところである。

このような中、「官民データ活用推進基本法」(平成 28 年法律第 103 号)において、 国及び地方公共団体は、自らが所有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、 国の安全が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットやその他の手段を 通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものと規定され、「世界最先端デジ タル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)の 別表において「ボーリング柱状図データ(土質調査結果含む)の公開の促進」が位置付 けられたところである。また、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定した「世界最先端デジタ ル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の変更においても、引き続き地盤情報 の公開に向けた取り組みを推進しているところである。

これを受け、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について」(平成28年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知)に定める地質調査業務標準仕様書、「森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について」(平成28年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知)に定める森林整備保全事業工事標準仕様書が一部改正され、森林整備保全事業で取得した地盤情報を「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」による検定を受けた上で、「発注者が指定する地盤情報データベース」に登録する旨の規定をしたところである。

ついては、令和6年4月以降に公告する森林整備保全事業において取得する地盤情報については、別添により取り扱うこととするので、適切な実施をお願いする。

担当:業務課災害対策分析官

国有林野事業における森林整備保全事業で取得する地盤情報の取扱い

#### 1 仕様書について

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について(令和6年3月28日付け5林整計第1046号)において地質調査業務標準仕様書並びに森林整備保全事業工事標準仕様書の改定が行われ、森林整備保全事業で取得した地盤情報を「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」による検定を受けた上で、「発注者が指定する地盤情報データベース」に登録する旨の規定がされ、森林整備事業の受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースへ登録しなければならないとされたところである。

なお、これらの標準仕様書に規定された「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」については、国土交通省において決定した「一般財団法人国土地盤情報センター」(以下「地盤情報センター」という。)として、「発注者が指定する地盤情報データベース」については、地盤情報センターが運営する地盤情報のデータプラットフォームである「国土地盤情報データベース」(以下「地盤DB」という。)として取り扱うものとする。

## 2 地盤情報センターとの協定締結について

地盤情報センターによる検定及び地盤 DB への地盤情報の登録(以下「検定登録」という。)に当たっては、各森林管理局は地盤 DB の運営主体である地盤情報センターとの間で、地盤情報等の取扱いに関する協定を締結することとし、各森林管理局は、別紙1の「地盤情報の収集と利活用に関する協定書(例)」及び別紙2の「国土地盤情報データベース運用等規程」により、協定締結の手続を行うものとする。

#### 3 検定登録対象とする地盤情報について

森林整備保全事業において取得する地盤情報のうち、検定登録の対象は、地質調査業務標準仕様書、森林整備保全事業工事標準仕様書及び森林整備保全事業電子納品ガイドラインに基づき作成した電子成果とし、これによらないものについては対象外とする。(対象外の例:チェックボーリングなどの施工管理・品質管理の一環のものや受注者が任意で行った追加ボーリング等)

#### 4 地盤情報の検定費用の計上について

当初設計における地盤情報の検定に要する費用については、上記1で決定した 地盤情報センターが行う検定内容を基に定められたボーリング一本当たりの検定 費用 2,000 円(ただし、管理技術者又は主任技術者が技術士等の資格を有し、かつ、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。)(以下「A検定」という。)にボーリング数量を乗じた額を、「国土地盤情報データベース検定費」として一括計上価格(諸経費率算定の対象としない。)に計上する。なお、受注者の調査者がA検定以外の資格を有する場合は、ボーリング柱状図のデータ1本当たりの検定費用 3,000 円にボーリング数量を乗じた額を計上し、設計変更を行う。

国土地盤情報データベース検定費 =ボーリング1本当たりの検定費用×ボーリング数量(本数)

- 5 地盤情報の公開・利用の可否について
- (1) 森林整備保全事業において取得する地盤情報については、地盤情報センター が検定を行った後、受注者により地盤 DB へ登録され、登録された地盤情報は協 定に基づき、地盤情報センターと協定を締結した者において相互に利用できる こととなる。

なお、次の①から④に示す情報に該当すると判断された地盤情報については、 非公開、利用不可として取り扱うこととし、森林管理局や森林管理署等の発注機 関において、該当するか否かの判断を行い、その旨を受注者へ指示することとす る。

- ① 外交、防衛、国際条約に関連する情報 例:自衛隊施設に関連するもの 等
- ② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報 例:鉱物資源や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの 等
- ③ 他機関や個人から提供された情報のうち、公開することを前提としていない情報

例:他機関から委託を受けて調査を行ったもの、公開に地権者の同意を必要とするもの(民有林直轄治山事業等) 等

- ④ ①から③に該当する情報のほか、森林管理局や森林管理署等において、非公開又は利用不可とする特段の事情があると判断する情報
  - 例:工事又は事業実施中にあって、公開及び利用に供することにより事業 の推進に支障をきたすおそれがあるもの 等
- (2) 発注者は、森林整備保全事業電子納品ガイドラインに基づき実施する受注者との事前協議において、(1) に基づき判断した公開・利用の可否の情報の取扱いを指示することとし、当該受注者は成果品データのうちボーリング交換用データ(以下「XMLデータ」という。)及び土質試験結果一覧表データに公開の可否に係る「公開可否コード」(非公開の場合には、その理由も記入する。なお、非公開の場合には利用についても不可として扱う。)を記入した上で、地盤情報センターに対して検定の申し込みを行うこととする。

## 6 地盤情報の検定の有無の確認について

森林整備保全事業の受注者は、電子納品の際に、地盤情報センターから受領した検定証明書 (PDF ファイル) を森林整備保全事業電子納品ガイドラインに規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納し、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

発注者は、電子納品の確認に当たり、地盤情報センターが発行した検定証明書をもって、当該地盤情報が検定済であることを確認する。

#### 7 特記仕様書への記載について

上記2に示す地盤情報センターとの協定が締結された場合は、特記仕様書に以下の内容を記載する。

#### (特記仕様書記載例)

(作業の留意点)

#### 第○章

# (○) ボーリング成果

ボーリング成果は、地質調査業務標準仕様書第 1118 条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

なお、検定の申し込みに当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者の指示を受けることとする。

### (○) 地盤情報の検定済の確認

地盤情報の検定済の確認については、電子納品の確認に当たり、地盤情報センターが発行した検定証明書をもって発注者が行うこととする。

#### 8 現場説明書への記載について

上記の4に示す検定費用について、現場説明書指示事項として以下の記載例を 参考に条件明示する。

#### (記載例)

特記仕様書第○章(○)ボーリング成果に示す地盤情報の検定費用は、

2,000円(税抜き)/本を見込んでおり、諸経費率算定の対象額とならない 一括計上価格としている。

## 地盤情報の収集と利活用に関する協定書(例)

- ○○森林管理局長(以下「甲」という。)と一般財団法人国土地盤情報センター理事長(以下「乙」という。)とは、地盤情報の収集と利活用に関して、次のとおり協定を締結する。
  - 1 甲と乙は、「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)及び「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」(平成29年9月社会資本整備審議会・交通政策審議会答申)に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るとともに、広く一般国民の利活用に資するため、公共工事等において得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの構築、オープンデータ化の取組の推進に向け相互に協力する。
  - 2 乙は、地盤情報を収集・管理するため、国土地盤情報データベース(以下「地 盤DB」という。)を構築し、運用・管理を行い、これらの実施に要する費用を全 て負担することとする。
  - 3 甲又は甲の管下の森林管理署及び支署、森林管理事務所等の長は、自らが発注 する業務及び工事において得られた地盤情報を、当該業務及び工事の受注者をし て、乙へ送付させることとする。
  - 4 乙は、前条の規定に基づき、送付された地盤情報の品質を検定した上で、地盤 DBに登録する。
  - 5 地盤DBに登録された地盤情報は、乙と地盤情報の収集と利活用に関する協定 を締結した者において、相互に利用できるものとする
  - 6 乙は、災害発生時及び復旧時には、早期の災害復旧に資するため、本協定に基づき地盤DBに登録された地盤情報のうち、関連する地域内に存在する地盤情報について、一定期間、一般公開するものとする。
  - 7 本協定の期間は、協定締結の日から令和○年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から申し出がなく、かつ乙が 「国土地盤情報データベース」の運営主体として国土交通省より引き続き決定さ れた場合は、この協定をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。
  - 8 甲と乙は、本協定に基づき、地盤DBの運用に関する事項等、必要な事項について、別紙「国土地盤情報データベース運用等規程」を定める。
  - 9 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

| 令和 | ○年 | 〇月 | $\bigcirc$ | 日 |
|----|----|----|------------|---|
|    |    |    |            |   |

| 甲 | ○○森林管理局長 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |        |
|---|----------|------------|------------|------------|--------|
| Т |          | $\cup$     | $\cup$     | $\cup$     | $\cup$ |

乙 一般財団法人 国土地盤情報センター理 事 長 ○ ○ ○ ○

## 国土地盤情報データベース運用等規程

#### 1 目的

本規定は、〇〇森林管理局長(以下「甲」という。)と一般財団法人国土地盤情報センター理事長(以下「乙」という。)が交わした「地盤情報の収集と利活用に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、国土地盤情報データベース(以下「地盤DB」という。)を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

# 2 地盤DBに登録する情報

- (1) 地盤DBに登録する情報は、甲又は甲の管下の森林管理署等の長(以下「甲等」という。)が発注した業務及び工事において得られた以下の電子データとする。
  - ①ボーリング柱状図 (XML形式)
  - ②土質試験結果一覧表 (XML形式)
- (2) 甲等は、前項の地盤情報について、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙へ送付させることとする。なお、甲等は送付に併せて、次に掲げる特段の事情があるか否かについて判断を行い、特段の事情があると判断した場合は、利用不可である旨についても、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙にその旨を伝えるものとする。なお、利用の可否については、受注者において森林整備保全事業電子納品ガイドライン(令和4年1月21日付け3林整計第577号林野庁森林整備部計画課長通知)に基づき、ボーリング交換用コード及び土質試験結果一覧表における公開可否コードの「公開可」を「利用可」に、「公開不可」を「利用不可」に読み替えて記入することとする。
  - ① 外交、防衛、国際条約に関連する情報
  - ② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
  - ③ 他機関や個人から提供された情報のうち、公開することを前提としていない 情報
  - ④ ①から③に該当する情報のほか、甲等において、非公開又は利用不可とする 特段の事情があると判断する情報
- (3) 甲が協定書の締結以前から所有している地盤情報については、甲の要請に基づき、乙が地盤DBに登録することとする。その際、乙は、当該地盤情報について、未検定である旨を明記した上で、検定を行わずに地盤DBに登録することができる。

#### 3 地盤情報の検定について

- (1) 乙が行う検定の主な内容は、以下のとおりとする。
  - ①ボーリング位置情報の確認
  - ②柱状図標題情報の確認
  - ③調査者の資格の確認
- (2) 前項③により確認する資格は下記のとおりとする。
  - ① 管理技術者又は主任技術者の資格
    - · 地質調査技士
    - ・技術士(「総合技術監理部門-「業務に該当する選択科目」)

- ・技術士 (業務に該当する部門)
- ・RCCM (業務に該当する部門)
- ・博士(業務に該当する分野)
- · 農業土木技術管理士
- ・土木学会認定土木技術士(地盤・基礎)
- ・港湾海洋調査士(土質・地質調査)
- · 林業技士(森林土木)
- ・施工管理技士(業務に該当する級及び種目)
- ② ボーリング責任者の資格
  - 地質調査技士
- (3) 検定費用は以下のとおりとし、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙に支払わせる。
  - ・管理技術者又は主任技術者が前項①の資格を有し、かつボーリング責任者が前項②の資格を有する場合は、ボーリング柱状図のデータ1本当たり2,000円
  - ・上記以外の場合は、ボーリング柱状図のデータ1本当たり3,000円
- (4) 乙は、地盤情報の検定を行った後、検定証明書を甲等が発注する業務及び工事の受注者に送付する。また、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者からの納品に当たり、検定証明書をもって検定済みであることを確認する。
- (5) 乙が、地盤情報の検定に要する期間は原則2週間程度とするが、送付された地盤情報の内容に不備があった場合はこの限りではない。

## 4 地盤情報の利用の範囲

- (1) 地盤DBに登録されている地盤情報 (2の(2)に定める特段の事情があるものを除く。以下同じ。)は、甲を含め、乙と同旨の協定を締結した者において相互に、無料で閲覧し、ファイルをダウンロードし、並びにダウンロードした地盤情報を閲覧、複製及び改変(以下「利用」という。)することができる。
- (2) 甲は、地盤BDに登録されている地盤情報について、甲等が発注した業務及び 工事の受注者(受注者と当該甲等が発注した業務及び工事に関連する契約を締結 した者を含む。)に対して、当該業務及び工事の範囲内に限り、利用させることが できる。
- (3) 乙は、大学等から研究目的で地盤BDに登録されている地盤情報の利用について要望があった場合には、乙の下に設置する有識者等から構成される委員会の承認を得た上で、有料で提供することとする。
- (4) (1)から(3)までの規定において、地盤情報を複製又は改変する場合は、地盤D Bから得られた地盤情報であることを明示することとする。

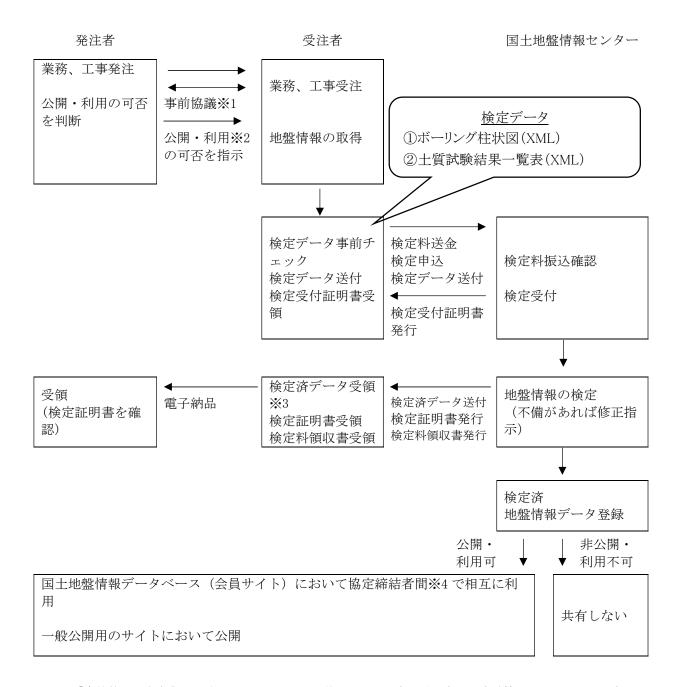
#### 5 地盤情報の一般公開

乙は、甲からの要請がある場合、甲等が発注した業務及び工事において得られた 地盤情報のうち、2の(2)に定める特段の事情があるものを除き、一般公開するもの とする。

#### 6 利用者の拡大について

乙は、地盤情報の登録の促進を図るため、甲と連携して関係機関等への周知活動を行う。

# 森林整備保全事業において取得した地盤情報の取扱フロー



- ※1 「森林整備保全事業電子納品ガイドライン」に基づく、発注者と受注者との事前協議において、発注者は 受注者に対し、地盤情報の公開・利用の可否について指示をする。
- ※2 「利用」とは、地盤情報の閲覧、ダウンロード、複製及び改変をいう。
- ※3 検定済データは、検定日及び検定番号が記載された検定データ (XMLファイル)をいう。
- ※4 協定締結者間とは、地盤情報センターと協定を締結した者(国の機関、地方公共団体等)をいう。